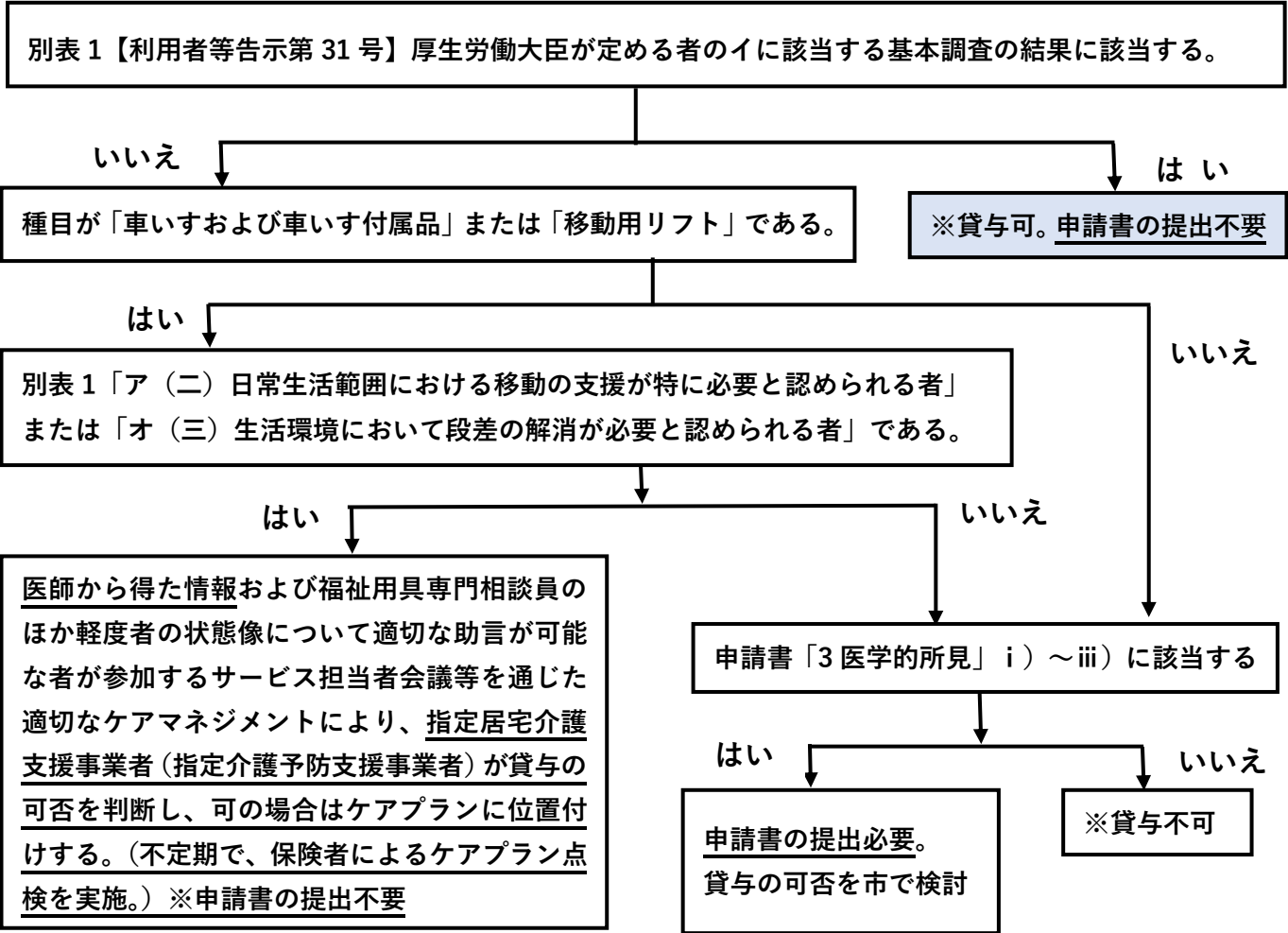


軽度者の福祉用具貸与算定のフロー図



※オ（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」について、昇降座椅子は対象外

昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。「立ち上がり」はいすやベッド、車いすに座っている状態からの立ち上がりを評価するものです。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いることに注意してください。（平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省老健局通知 福祉用具貸与に関する Q&A）

※車いす（電動カート）の貸与は、「車の免許証返納のため、閉じこもり防止目的で貸与が必要」などを理由に申請するのは、例外給付の対象外

車いす（電動カート）は不適切な使用を行うと、利用者の歩行能力や下肢筋力の低下につながります。下肢筋力維持・向上のための取組みをケアプランに位置付けるようにしてください。

また、視力や手指の障害、認知症等による判断能力の低下を介護支援専門員が確認し、適切な利用が可能と判断した上で貸与してください。適切な判断がされない場合、利用中に重大事故につながる可能性があります。

【遡及について】

がん等の方（末期の状態であって、心身の状況が急激に変化するもの）で迅速な対応が必要な方のみ遡及を認めます。 下記の①②の日付を比較し、後の日付から保険給付を認めるものとします。

- ①利用開始日（確認申請書に記載）
- ②確認申請書の受付日の前日から起算し、30 日に遡った日

	利用開始日	給付開始日	申請書受付日
(例 1)	6/3	<u>6/3</u>	6/25
(例 2)	5/20	<u>5/26</u> (受付日前日から 30 日前)	6/25
(例 3)	6/3	<u>6/10</u> (受付日前日から 30 日前)	7/10